



省エネ設備への更新に要する

経費を一部助成します！



申請受付期間	令和 8 年 4 月 1 日 (水) から 令和 8 年 1 2 月 2 8 日 (月) まで ※予算上限に達した場合は受付終了となります。	補助率：1 / 2 以内 上 限：1 0 0 万
--------	--	---

補助対象者	<p>○次に掲げる者のうち、市税の滞納がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市内に法人登記及び事業所を有する法人 ⇒法人市民税台帳への記載が確認できる場合も可) ・都城市内に住所若しくは事業所を有する個人事業者 <p>※次のいずれかに該当する者は補助対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類（令和5年6月改定）における農業、林業、漁業に属する個人事業者 ・資本金10億円以上の大企業に該当する法人 ・都城市暴力団排除条例（平成23年9月26日条例第21号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員並びに暴力団関係者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項及び第13項第2号に規定する営業を行う者 ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体 ・上記のほか、補助金を交付することが不相当と市長が認める者 <p>※1事業者1回限り（令和4・5・6・7年度に交付を受けた方は申請できません。）</p>
-------	---

補助対象内容	○設備導入前後のエネルギー使用量が認められる設備のうち次に定める7つの設備											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象設備</th> <th>対象設備の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 空調設備</td> <td rowspan="6"> (1) トップランナー基準を達成した設備 (2) グリーン購入法調達基準に適合した設備 (3) (1)・(2)と同程度の省エネ効果が認められる設備 ※照明設備は、既設LEDの更新や工事を伴わない管球のみの更新は対象外 </td> </tr> <tr> <td>② 冷凍・冷蔵設備</td> </tr> <tr> <td>③ 変圧器</td> </tr> <tr> <td>④ モーター</td> </tr> <tr> <td>⑤ LED照明設備</td> </tr> <tr> <td>⑥ 給湯設備</td> </tr> <tr> <td>⑦ ボイラー</td> <td> ・蒸気ボイラーの場合、ボイラー効率90%以上の設備が対象 ・温水ボイラーの場合、ボイラー効率88%以上の設備が対象 </td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	対象設備の要件	① 空調設備	(1) トップランナー基準を達成した設備 (2) グリーン購入法調達基準に適合した設備 (3) (1)・(2)と同程度の省エネ効果が認められる設備 ※照明設備は、既設LEDの更新や工事を伴わない管球のみの更新は対象外	② 冷凍・冷蔵設備	③ 変圧器	④ モーター	⑤ LED照明設備	⑥ 給湯設備	⑦ ボイラー	・蒸気ボイラーの場合、ボイラー効率90%以上の設備が対象 ・温水ボイラーの場合、ボイラー効率88%以上の設備が対象
対象設備	対象設備の要件											
① 空調設備	(1) トップランナー基準を達成した設備 (2) グリーン購入法調達基準に適合した設備 (3) (1)・(2)と同程度の省エネ効果が認められる設備 ※照明設備は、既設LEDの更新や工事を伴わない管球のみの更新は対象外											
② 冷凍・冷蔵設備												
③ 変圧器												
④ モーター												
⑤ LED照明設備												
⑥ 給湯設備												
⑦ ボイラー	・蒸気ボイラーの場合、ボイラー効率90%以上の設備が対象 ・温水ボイラーの場合、ボイラー効率88%以上の設備が対象											
○補助対象経費（設備費や工事費、運搬費等の直接的な経費）の総額が10万円（消費税抜き）以上であること（消費税や保証・保険料、既存設備の産廃処理費等の間接的な費用は対象外） ○既存機器からの更新のみが対象（新設や修繕は対象外） ○導入設備は新品（未使用品）のみが対象（中古品やリース品は対象外） ○導入設備は都城市内の事業者から調達することが条件 ⇒設備の特殊性等の理由により市内業者からの調達が困難と認められる場合を除く ○国、県又は市の他の補助事業による助成を受けている又は受ける予定の場合は対象外												

手続きの流れ	令和8年 12月28日まで 申請書提出後 2～3週間後（目安） 交付決定後※ ²	令和9年 3月19日まで※ ³	実績報告後 1ヵ月程度（目安）
※ ¹ 申請書類等については、市ホームページよりダウンロード ※ ² 交付決定前に事業着手（契約・発注・支払い等）した場合は対象外 ※ ³ 令和9年3月19日までに、事業完了（引渡し・支払い等）しない場合は対象外			

お問い合わせ ・ 申請書提出先	都城市商工政策課（商工担当）	★ 詳しくはこちらより検索ください
	住 所 〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 TEL 0986-23-2983 （平日8：30～17：15 うち12：00～13：00を除く） FAX 0986-23-2658 Mail shogyo@city.miyakonojo.miyazaki.jp 窓口受付時間：8時45分～16時30分	都城市 省エネ補助金